

# 更生福祉部会

## 【更生福祉部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する都内の更生施設、宿泊提供施設、宿泊所、自立支援センター、緊急一時保護センター、授産施設をもって組織されている（7種37施設）。

本部会は、利用者の安定した生活と自立促進、またそのための職員の資質向上を期するため、所属施設間の連絡調整や情報交換を密にし、施設長会の開催や研修会の実施等の事業を行っている。

## 【提言項目1】

更生施設及び宿所提供施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実体に即した見直しを求める。

## 【現状と課題】

現行の職員配置は昭和56年以降変更されていない。この間、精神保健福祉法の改正により精神疾患のある利用者が急増するなど、利用者のニーズも多様化し、密度の濃い支援と直接処遇職員の専門性が求められている。また、職員の労働時間の短縮など施設を取り巻く状況も変化している。

更生施設では、養護老人ホーム入所待機者や他施設待機者が急増しており、入所者の2割はADLが低下している。施設職員が日常生活の介護的サポートをしているが、介護支援や介護予防サービスなどが充分に行えない現状にある。

## 【提言内容】

精神障害者等多様な課題を抱えた利用者に即応できる支援体制を確立するために更生施設及び宿所提供施設の指導員加算を拡充すること。又、要介護認定者の介護状態の軽減、悪化を防止し、さらにはニーズを汲み取り、要介護者の予防重視型生活スタイルに合わせたサービスの提供ができるようにするため、更生施設に救護施設と同様に介護職員を配置すること。

## 【提言項目2】

更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。

## 【現状と課題】

通所・訪問事業は更生施設退所者等が地域社会で円滑に生活していけるように施設側が支援を行う事業である。社会生活を送る上でのスキルを十分身につけていない、あるいは対人関係の不得手な利用者が多いため、アパート等に転出後も何らかの支援が必要な人が大部分である。このため事業を終了した利用者や事業を受けていない施設退所者に対しても、事業利用者と同様な支援をしているのが実状である。

## 【提言内容】

現在、保護施設通所事業の利用定員は施設定員の一律50%を上限としているが、利用期間の延長が可能になったことに伴い、施設規模と利用需用に乖離がみられる、

そこで利用定員を施設定員が50名以下の施設は70%を上限とし、施設定員が10名増毎に5%を減じた割合とする。なお、90名以上の施設定員の施設は50%を上限とする。

### 【提言項目3】

更生施設が改築や改修を行うために一旦事業を休止する場合でも、新たに事業を再開するまでの間、通所訪問事業の利用者については、引き続き同一施設の利用対象者として利用できるようにすること

### 【現状と課題】

通所訪問事業の利用者は、自身が入所していた更生施設が実施する通所訪問事業を利用している人が大半である。これは出身施設になじみがあり又職員との相互信頼関係が築かれている証左でもある。いわば施設が拠り所となっている。

このため、更生施設の事業休止に伴い、通所訪問事業の利用もできないことになると、指導・訓練や相談などの一連の支援が途絶えることになり、利用者の安定した地域生活に影響を及ぼすことが懸念される。

このため、利用者が混乱することなく安心してこれまでの通所訪問事業を引き続き利用できる仕組みが必要である。

### 【提言内容】

事務所や相談室の外、利用者が活動できるスペースが確保され、又基準どおりの職員が配置されるなど、施設側が通所訪問事業を一定できる機能を用意できる場合、従前の更生施設が引き続き通所訪問事業を実施できるよう認めること。